



平成 29 年 6 月 20 日

会 社 名 シノブフーズ株式会社

代 表 者 代表取締役社長 松 本 崇 志

(コード 2903 東証第 2 部)

問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 清水 秀輝

(TEL. 06-6477-0113)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議しましたので、お知らせいたします。

(改定箇所を下線を付しております)

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「シノブグループ行動憲章」、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、全ての取締役および使用人への法令遵守の徹底をはかります。
 - (2) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき監査役等と連携をはかりながら、内部統制の評価ならびに業務の適正および有効性について、監査を行います。
 - (3) 内部通報制度により、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」等に違反する行為またはそのおそれのある行為について、通報を受けるとともに、通報を理由に不利益な取り扱いを受けないよう通報者を保護します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
「文書取扱規程」にしたがって、取締役の職務の執行に係る情報について、適切に保存および管理を行うとともに秘密保持に努めます。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、リスク管理について定める「リスク管理規程」にしたがって、リスクを未然防止のために管理体制を整備するとともに、重大リスク発生における対応を的確に行い、企業価値の保全をはかります。
 - (2) リスク管理委員会では、リスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定し、その取り組みを行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会が定めた中期経営計画に基づき、年度計画を策定し、執行役員等で構成される経営会議において業績の進捗を管理し、取締役会へ報告しています。
- (2) 当社は執行役員制度を導入し、業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化をはかります。

5. 子会社における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制、損失の危機の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制のそれぞれを整備するため、当社の取締役会において子会社のモニタリングを行い、子会社の事業に関する重要な情報について取締役会に報告することを求めており、必要に応じ子会社に対する指導を行っております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社では、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役から求めがあった場合には、監査部門の人材を配置します。
- (2) 監査役は、職務遂行上において必要な場合、当該使用人に対して取締役から独立させて業務の補助を行うよう指示できるものとします。
- (3) また、当該使用人の人事については、事前に監査役と協議を行います。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびにその報告をした者がそれを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制

- (1) 監査部は、内部監査の結果を監査役に報告します。
- (2) 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事態が発生した場合は、取締役および使用人は監査役に速やかに報告します。
- (3) 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した事実を報告します。
- (4) 内部通報制度にもとづき通報された事実を報告します。
- (5) 当社は、上記に係る報告を行ったグループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない旨を規程に定めています。

8. その他監査役

- (1) 監査役が必要とした場合には、外部専門家（弁護士、会計士など）との連携をはかるなど、監査活動の支援体制を確保します。

(2) 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとします。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(1) 当社は、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」において、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む旨を定め、周知徹底をはかります。

(2) 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を速やかに解消する取り組みを行います。

以 上